

【重要】 会員会費改定のお願い

堺労働基準協会
会長 岩崎省三

貴社ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、大変申し上げにくいことではございますが、当協会では令和4年4月より会員会費を改訂させて頂くことになりました。

平成元年に会員会費を改訂して以降、約33年間据え置き、会員事業所様の会費負担を最小限とするために協会事業運営を行ってまいりましたが、近年では会員事業所様の経営再編に伴う事業所統廃合によって会員数の減少、また会員事業所様からの講習会への受講生の減少も加わり協会の運営状況・財源状況は非常に厳しいのが実態です。

また直近の新型コロナ感染影響により当協会で行っている各種講習会につきましても実施回数の減少・参加者の減少により協会事業運営に更なる打撃を受け内部留保額は底をつく状況となり今回の会費改定に至りました。

会員皆様には、大変なご負担をおかけすることとなりますが何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、この会費改定につきましては昨年11月の役員・理事会にてご説明させて頂き同意を得ておりますので合わせてご報告申し上げます。

今年からのホームページ開設に伴い当協会の宣伝効果によって会員入会及び講習受講者の増加を期待しつつ更なるサービス向上に努めて参りますので引き続きよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 会員会費改定内容

1) 改定金額表

従業員規模 (人)	現状 (円/年)		改定後 (円/年)
1～9	9,800		11,800
10～29	12,000		14,400
30～49	23,200		27,800
50～99	35,000		42,000
100～199	42,000		50,400
200～299	56,400		67,700
300～499	64,600		77,500
500～999	85,600		102,700
1000～1499	107,800		129,400
1500～1999	127,400		152,900
2000～	153,200		183,800

2) 改定時期

令和4年 上期納入分より (4月1日以降の会員様)

2. 会員事業所数推移

年	S51	H1	H5	H10	H15	H20	H25	H30	R3
事業所数	645	データなし	データなし	541	467	391	380	377	360

以上

担当：神野義則 電話 072-233-5396